

【第1回新城南部企業団地産廃対策会議（26.9.19開催）概要】

1. 会議の公開について

委員に諮った結果、今回の会議は公開としました。会議の公開については、前の会議時に委員に諮って決定します。（会議要綱は、別紙1を参照ください。）

2. 傍聴要領について

傍聴要領案を変更し、会場の収容人員を超えない限り、定員を定めないことにしました。（傍聴要領は、別紙2を参照ください。）

3. 会議公開の際の写真撮影・録画・録音について

委員に諮った結果、報道機関については、写真撮影・録画・録音を認めます。一般の方については、会議での発言の一部が伝わり、誤解を招く恐れもあるため、ご遠慮をお願いします。

4. これまでの経過について

平成26年3月4日、3月7日に市が経過説明を行った資料と、その後の最近の経過を資料で説明しました。（最近の経過は、別紙3を参照ください。）

5. 今後の予定について

事業者であるタナカ興業に対し、これまでの回答や市議会経済建設部会で、実施する発言があった悪臭などの対策について、その具体的な内容を再度、質問し、回答を求め、その実行性を確認していきます。

また、県の審査において、その実行性を保証するか、保証できなければ許可しないように求めていくとの意見がありました。

県が許可する場合は、住民側に立った環境保全協定の締結を要請していきます。（今後の予定は、別紙4を参照ください。）

6. 次回会議の開催について

10月9日（木）午後7時30分に富岡ふるさと会館で開催し、公開としました。

【第2回新城南部企業団地産廃対策会議（26.10.9開催）概要】

1. タナカ興業とパナソニック環境エンジニアリングに対する質問事項及び回答・未回答の整理について

- ① タナカ興業の事業計画資料により、環境課から概要説明
- ② 過去の質問と回答について説明
 - ・質問（26.1.22 市環境部）⇒回答（26.2.18 タナカ）
 - ・質問（26.4.23 八名区長会）⇒回答（26.6.4 タナカ）
 - ・質問（26.4.11 市議会経済建設部会）⇒回答（26.4.17 タナカ）
 - ・質問（26.8.19 一鍬田区委員）⇒回答（26.8.26 パナソニック）
- ③ 今後の質問事項案を一鍬田区委員から説明
 - ・タナカ興業新城工場（計画）に対する質問（まとめ）
 - ・市議会経済建設部会（26.4.17開催）におけるタナカ興業社長の発言（会議録からの抜粋）に対する質問

過去の質問で未回答や不十分な回答を踏まえ、今後の質問をまとめて文書でタナカ興業に伝え、文書で回答をもらうことにしました。

※質問の内容については、第3回会議で引き続き検討します。内容が概ね決まったら、資料として回覧する予定です。

2. 産廃対策会議でのタナカ興業による事業説明の予定について

まず、タナカ興業への質問を文書で行い、文書で回答を求め、事業者からの説明は、その後で記録に残す形で行うべきとの意見がありました。

今後の質問については、委員からの提案を受けて、対策会議とは別に各地区代表でも検討を行うことにしました。

また、パナソニック環境エンジニアリングにも説明を求めていきます。

後日、日程調整することになりました。

なお、施設の完成が5月末の予定に変更になったとタナカ興業から聞いています。

3. 同種施設見学の予定について

- ・豊田、豊明などの市で経営している施設ではなく、民間の施設が良い。
- ・ユニグループなどが進めている食品残渣の堆肥化施設ではなく、下水道汚泥による堆肥化施設が良い。

上記意見があったこと踏まえ、見学施設については、次回に検討します。

4. 関係機関に対する質問事項の検討と今後の予定について

県（環境部と企業庁）担当職員を呼んでほしいとの意見を踏まえ、市から県に打診を検討することにしました。

県環境調査センターを招き、10月下旬から11月上旬に臭気測定に関する勉強会を産廃対策会議とは別に開催することにしました。

⇒「臭気測定勉強会」

平成26年11月4日（火）午後1時30分～3時30分

富岡ふるさと会館2階創作活動室で開催。（どなたでも参加できます。事前の申し込みは不要です。）

その際、臭気測定だけでなく、臭気を抑える方策や発酵に関する勉強会開催の要望もありました。

5. 報道機関への委員氏名の公表について

委員に諮った結果、公表しないことにしました。

6. 次回会議の開催について

10月28日（火）午後7時30分に富岡ふるさと会館2階会議室で開催し、公開としました。開催内容の主なものは、次のとおりです。

- ①タナカ興業に対する質問事項の整理について
- ②産廃対策会議での関係機関・専門家からの説明・意見を求める事項の整理について
- ③市の土地利用に関する方針について

新城南部企業団地産廃対策会議要綱

(目的)

第1条 新城南部企業団地における産業廃棄物中間処理発酵施設（以下「産廃施設」という。）の操業による周辺地域の環境への影響等の課題（以下「課題」という。）に関し、八名地区の住民（以下「地域住民」という。）が情報を共有し、市民、事業者及び行政が一体となった環境保全の取り組みを図ることにより、地域の環境汚染を未然に防止するため、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織・任期・報償等)

第2条 対策会議は、委員25人以内で組織し、委員は、新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に準じた関係地域から選出された者及び八名こども園、八名小学校、八名中学校に通う児童の保護者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の報償は、支給しない。ただし、費用弁償は支払うことができる。

(関係地域)

第3条 関係地域は、条例施行規則第8条の規定に準じて、産廃施設から概ね半径1キロメートルの範囲にある行政区及びそれに隣接する行政区とする。

(会議の運営)

第4条 対策会議は、市長の要請により委員を招集し、その会議の取り回しは、環境部長が行う。

2 必要があると認めるときは、対策会議に市職員、市議会議員及びその他の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の任務)

第5条 会議は、次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 課題に関する委員の意見を聴き、整理すること。

(2) 課題の解決策を検討し、協議すること。

(3) 対策会議において収集した情報及び検討した事項を八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告すること。

(4) 条例第9条第1項に準じた説明会の開催及び条例第14条第1項に準じた環境保全協定の締結に向けて産廃施設設置事業者から意見を聴くこと。

(5) 上記の他、対策会議の目的を達成するための任務。

(会議の公開)

第6条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(庶務)

第7条 本会の庶務は、新城市環境部環境課において処理する。

附 則

1. この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

2. 対策会議は、第1条の目的が達せられたと委員の過半数が認められたときまでとする。

3. 対策会議の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

新城南部企業団地産廃対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴定員は定めない。ただし、会場の収容人員を超える場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場の指定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、環境部長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第7条 環境部長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、新城南部企業団地産廃対策会議において別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

産業廃棄物処分業者の新城南部企業団地進出に係る最近の経過

日時	環境課で把握する打合せなどの動き
H26. 3. 4	産廃業者の新城南部企業団地進出に係る経過説明会①(富岡ふるさと会館、19:00～)を市で開催。(市長、市環境部、市産業・立地部、県議、県環境部資源循環推進課、県事務所環境保全課が出席)
H26. 3. 5	クリーン・ジャパンが、新城設楽振興事務所へ陳情書を提出。(知事あてに、「産業廃棄物中間処理施設の建設をしない、認めないでください。」とする建設に反対する陳情書)
H26. 3. 7	産廃業者の新城南部企業団地進出に係る経過説明会②(富岡ふるさと会館、10:00～)を市で開催。(市長、市環境部、市産業・立地部、県環境部資源循環推進課、県事務所環境保全課が出席)
H26. 3. 7	3月4日に一鍬田区から文書で市の考えを求められたため、八名地区の全区長あてに文書を送付。
H26. 3. 7	タナカ興業社長、他1名来所。副市長から、市の立場を説明し、適切な対応を求める。
H26. 3. 7	市から県企業庁に対して文書で、タナカ興業が取得した企業団地の土地に係る買戻し特約についての見解を確認依頼。
H26. 3. 10	市議会3月定例会(3/10、11 の一般質問)で、産業廃棄物処理施設に係る質疑あり。
H26. 3. 10	一鍬田区から、市長及び市議会議長あて、「タナカ興業の新城南部企業団地への進出に反対」の決議書が提出。
H26. 3. 12	タナカ興業社長来所。市への環境保全誓約書の持参。(市は、書類を預かる。)
H26. 3. 18	八名地区母親の会、県議、中西市議、山口市議が東三河県庁で永田副知事に面談。(新城振興事務所長、環境保全課長、同課長補佐、環境部資源循環推進課長、同担当、企業庁企業誘致担当課長、同副課長が同席)
H26. 3. 20	市と市議会で産廃業進出に係る記者会見。
H26. 3. 24	市議会が県知事、県企業庁長に産廃業進出に係る適切な対応を求める意見書を提出。
H26. 3. 26	タナカ興業の産業廃棄物処分業許可申請書を県が受付。
H26. 3. 27	市議会議員が勉強会として環境省産業廃棄物課へ行き、産廃処分業の法的根拠と許可申請に関する手続き・流れなどを確認。
H26. 3. 27	八名区長会新旧会長、一鍬田新副区長来所、今後の市の対応について照会あり。
H26. 3. 31	県企業庁から市に対して文書で、タナカ興業が取得した企業団地の土地に係る買戻し特約についての見解の回答あり。
H26. 4. 4	一鍬田区長から市長あて文書で照会あり。
H26. 4. 7	八名地区母親の会が来所。教育長、他に面談。
H26. 4. 10	市長が県知事へ要望書を手渡し。県環境部長、県企業庁長、市産業・立地部長、市環境部副部長が同席。
H26. 4. 17	市議会経済建設部会でタナカ興業社長が事業説明。
H26. 4. 22	市長、副市長と環境部で市の今後の対応を協議。

日時	環境課で把握する打合せなどの動き
H26. 4. 23	八名区長会長(黒田区長)、一鍬田副区長へ市の今後の対応を説明、区長会等の動きについても聞く。
H26. 4. 23	黒田区長(八名区長会長)と一鍬田区長の連名で市長あてに文書で照会あり。
H26. 4. 23	市議会経済建設委員会でタナカ興業東細谷工場及び本社、県豊川浄化センターを視察。
H26. 4. 23	一鍬田区長からの照会に文書で回答。
H26. 5. 2	市議会経済建設委員会でタナカ興業の堆肥搬入先(田原市内)を視察。
H26. 5. 12	八名地区母親の会、県議、中西市議、山口市議が東三河県庁で中西副知事に面談。(新城振興事務所長、環境保全課長、同課長補佐、環境部資源循環推進課長、同主査、企業庁企業誘致担当課長、同副課長が同席)
H26. 5. 14	市議会経済建設委員と環境課職員でタナカ興業本社へ行き、肥料に関する成分等のデータを確認した。
H26. 5. 17	新城の環境を考える市民の会が産廃反対集会とデモ行進を実施。
H26. 5. 20	タナカ興業から工場立地法に基づく届出と申請あり。
H26. 5. 23	新城南部企業団地で臭気を測定。
H26. 5. 26	タナカ興業から工場立地法に基づく届出があった旨を文書で黒田区長(八名区長会長)と一鍬田区長に伝えた。
H26. 5. 28	環境審議会で経過を説明。
H26. 6. 2	新城の環境を守る市民の会(山本会長、鈴木)来所、環境部長あての質問状を受ける。
H26. 6. 4	タナカ興業社長来所、八名区長会からの質問に対する回答を持参。
H26. 6. 5	産廃対応会議を開催。(八名区長会長(黒田区長)、副会長(一鍬田区長)、黒田副区長、一鍬田副区長、ママの会、中西市議会議員、山口市議会議員、環境部、産業・立地部、企画部(八名自治振興事務所)が出席、経過と今後について情報共有。)
H26. 6. 11	市長(商工・立地課)がタナカ興業の工場立地法に基づく実施制限期間短縮の申請に対し、承認を通知、H26.6.20から工事が可能。
H26. 6. 16	八名区長会から産廃に関する経過と今後の動きを回覧、H26.6.23～工事着手されるが県の産廃許可は下りていない旨を周知。
H26. 6. 18	H26.6.12付で、株式会社確認サービスからタナカ興業の建物新築に対し、建築基準法による確認済証を交付した旨、通知あり。
H26. 6. 18	市議会6月定例会(6/18、19、20 の一般質問)で、産業廃棄物処理施設に係る質疑あり。
H26. 6. 20	一鍬田区で臨時総会、産廃問題特別委員会(仮称)の設置等を承認。
H26. 6. 25	富岡(東・中・西)区役員会で、市から産廃対策協議会設置を提案し説明。

日時	環境課で把握する打合せなどの動き
H26. 6. 29	黒田区総会で、産廃対策委員を募集を説明。
H26. 7. 5	子どもと環境を守るママの会が富岡ふるさと会館で、産廃中間処理施設の現状を知る会を開催。
H26. 7. 15	八名区長会で、市から産廃対策会議の設置を説明、了承を得る。
H26. 7. 20	黒田区役員会で、市から産廃対策会議について説明。
H26. 7. 27	新城の環境を考える市民の会主催による第2回産廃反対集会を開催(新城文化会館)。
H26. 7. 30	議員への定例報告会で産廃対策会議の設置予定を発表。
H26. 8. 1	ふるさとの環境を守る会・子供と環境を考えるママの会・新城の環境を考える市民の会から愛知県知事へ「新城南部企業団地への産業廃棄物処理業の進出計画に関する要望書」の提出(東三河県庁で中西副知事へ)。
H26. 8. 5	富岡(東・中・西)区役員・組長会で、市から産廃対策協議会設置を再度説明。
H26. 8. 19 H26. 8. 20	新潟県新発田市視察(有機資源センター(公営堆肥化施設)3箇所見学、黒田区長、一畝田委員、東清水野委員、市議会経済建設委員、市環境部職員が参加)。
H26. 8. 25	第1回新城市産廃対応庁内会議(市役所組織)開催。
H26. 9. 2	八名中学校PTA役員へ産廃対策会議設置について説明。
H26. 9. 8	市議会9月定例会(9/8、9の一般質問)で、産業廃棄物処理施設に係る質疑あり。
H26. 9. 10	八名小学校PTA役員へ産廃対策会議設置について説明。
H26. 9. 12	八名こども園保護者の会役員へ産廃対策会議設置について説明。
H26. 9. 17	新城南部企業団地で臭気測定と黒田川の河川水質検査を実施。
H26. 9. 19	第1回新城南部企業団地産廃対策会議を開催(富岡ふるさと会館)。
H26. 9. 28	新城の環境を考える市民の会主催による第3回産廃反対集会(1000人集会)を開催(新城文化会館)。
H26. 10. 7	新城市産業廃棄物等対策委員会を開催。
H26. 10. 9	第2回新城南部企業団地産廃対策会議を開催(富岡ふるさと会館)。

新城市環境部企業団地産廃対策会議 今後の予定（スケジュール等）

平成 26 年 10 月 15 日 新城市環境部

時間は 19：30～21：00、会場は富岡ふるさと会館を基本に調整。

◆第 1 回会議（26. 9. 19）

- ①会議の目的、要綱等の説明
- ②これまでの経過
- ③今後の予定

◆第 2 回会議（26. 10. 9）

- ①タナカ興業・パナソニックに対する質問事項と回答・未回答の整理について
- ②産廃対策会議でのタナカ興業による事業説明の予定について
- ③同種施設見学の予定について
- ④関係機関に対する質問事項の検討と今後の予定について

◆第 3 回会議（26. 10. 28）

- ①タナカ興業に対する今後の質問事項等の検討について
- ②同種施設見学の予定について
- ③関係機関に対する質問事項の検討と今後の予定について

★県環境調査センターによる臭気測定勉強会（26. 11. 4 13：30～15：30）

注：以下、予定は未定（変更の場合もあり）

◆第 4 回会議

- ①関係機関による説明等について
例：産廃に関する規制・指導等について

★同種施設の見学

◆第 5 回会議

- ①産廃対策会議でのタナカ興業とパナソニックによる事業説明

◆第 6 回会議

- ①住民説明会での疑問点の整理
- ②新城市産業廃棄物等対策委員等からの意見聴取

◆第7回会議

- ①タナカ興業とパナソニックに対し事前に住民説明の内容を確認
- ②住民説明会開催について（日程、場所、ルール等の検討）

★環境調査（臭気測定・水質検査）見学等（27年1月予定）

※現況の数値を把握するため、新城南部企業団地での臭気測定と黒田川の水質検査を実施

◆第8回会議

- ①環境保全協定の素案を検討
- ②新城市産業廃棄物等対策委員からのアドバイス

★タナカ興業とパナソニックによる住民説明会の開催（複数回・複数会場）の開催

◆第9回会議

- ①説明会での疑問点の整理
- ②新城市産業廃棄物等対策委員等からのアドバイス

※住民説明会での説明が不十分と認める場合は、再度、住民説明会の開催を要請（繰り返しの場合もあり）

◆第10回会議

- ①環境保全協定の内容をタナカ興業に交渉
- ②タナカ興業の施設内見学を要請。

★市が環境保全協定に盛り込む内容を八名区長会の各行政区やPTA等へ説明

★タナカ興業新城工場（建築後）の施設を見学

★県の許可があった場合、タナカ興業の操業前に市が環境保全協定を締結